

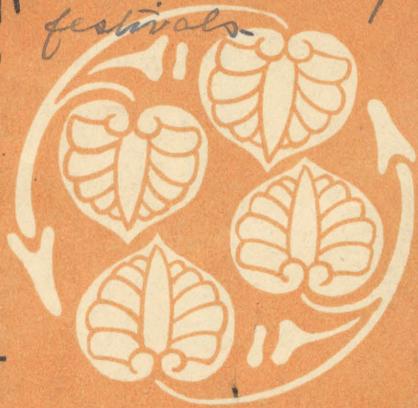
1st rank, 1st class.

Shimo Gamo jinja - Kyoto.
Yamashiro prov.

自幣
大社

賀茂御祖神社年中行事解

Explanation of
festivals



序

内務省神社司長塙本清治閣下序文

其ノ著シキヲ致

セルハ寔ニ喜フヘキノ現象ナルモ祭祀禮

典ノ意義ニ至テハ世間尙往々ニシテ之ヲ

官幣賀茂御祖神社年中行事解

サルチ得ス乃チ其ノ意義由來ヲ闡明シ以

テ之力周知ヲ計ルハ目下ノ急務タリト爲

ス祝宮司カ官幣大社賀茂御祖神社年中行事解ヲ著シ廣ク之ヲ頒布セントスルハ洵

全

大
師
同
帶
賢
武
英
且
昌
出
全
中
元
事
蹟

內蒙古師院圖書館藏本

序

神社尊重ノ風近時一般ニ其ノ著シキヲ致
セルハ寔ニ喜フヘキノ現象ナルモ祭祀禮
典ノ意義ニ至テハ世間尙往々ニシテ之ヲ
解セサルモノ少カラサルハ深ク遺憾トセ
サルヲ得ス乃チ其ノ意義由來ヲ闡明シ以
テ之カ周知ヲ計ルハ目下ノ急務タリト爲
ス祝宮司力官幣大社賀茂御祖神社年中行
事解ヲ著シ廣ク之ヲ頒布セントスルハ洵

ニ機宜ニ適セルモノト謂フヘシ其ノ載ス
ル所年中ノ祭典行事二十有餘其ノ説ク所
亦簡ニシテ克ク要ヲ得賀茂御祖神社ノ由
緒ヲ明ニシ其ノ祭典行事ノ意義ヲ知ラシ
ムルニ裨益尠カラサルヲ信ス其ノ剗廟ニ
際シ予ニ序ヲ需メラル仍テ一言ヲ卷首ニ
冕シ以テ其ノ責ヲ塞ク

大正六年十一月

塚本清治

神靈鎮祭之詔

朕恭惟大祖創業崇敬神明
愛撫蒼生祭政一致所由來遠矣
朕以寡弱夙承聖緒日夜忧惕懼
天職之或虧乃祇鎮祭天神地
祇八神暨列皇神靈于神祇官

以申孝敬庶幾使億兆有所矜式

明治三年正月三日

賀茂御祖神社年中行事解

緒　　言

我が國に於ける祭祀は古來政治の根元と説かれ政の語は祭の事の意義に出づ
と稱せられ政治と祭祀との両者が一致包含し神と君と國と君とが常に一致包
合して相終始するものなる事は有史以來更に異なる事なし實に祭政一致は萬
世一系の皇室を戴ける我が國の特有物にして漸次進化發展し愈我が國家を完
成し世界無比の國體を成せり　神武天皇が中國平定の功を終へて都を畠傍の
檜原に奠め給ふや神勅のまにく靈畤を鳥見の山中に樹て皇祖天神の靈を郊
祭し給ひしが如き何人も是を政治の出發點と認むるに於て躊躇するものあら
んやかくて歴代の天皇はいづれも祭祀を以て國政的重大事項となし給ひ　順
徳天皇の如きは「萬機の政は祭を慎むを以て先とすべし」と迄諭し給ひ近く
は明治天皇の如き都を東京に遷させ給ふや先づ武藏國一の宮氷川神社に臨

幸御親祭遊ばされ「神祇を崇め祭祀を重んずるは皇國の大典政教の基本なり」との勅語を下し給ひ常に國體の眞髓たる祭祀の典を重んじ給ひしを以て祭政一致の盛儀愈舉りて前代の聖世を凌ぐもの枚舉に遑あらざるなり斯くの如く歴代の天皇祭祀を以て國政の重大事項と成し給ふは則ち皇祖皇宗の遺業を恢宏し給ふ大御心にしてかく祖先の宏謨を紹述し給ふ所に我が國體の深厚なる意義は存在せるなり御即位の大禮を行はせらるゝや大嘗祭を行はせらるゝ事を以て萬代不易の盛典と定め給ひしが此大嘗祭たる祖先の英靈に面接して誠意を神明に表し給ふ祭典にしてしかも其英靈即ち神明たるや決して單なる人物崇拜の對象に非ずして祖先の祖先たる天地萬物の一大本源即ち天人を包括せる精神的靈體なり森嚴なる大嘗祭は此本源に直入し此靈體に感應あらせ給ふ大典にして神祕の現實化即ち不滅なる英靈の現世化にして是ぞ大日本民族の生々發展の一大思想なるのみならず天壤無窮の眞意義こそに存すことは識者の言明する所なり實に皇國に於ける祭祀は道德よりも宗教よりも遙に崇高に

して博大なるのみならずや又遙かに嚴肅にして彈力あるものなり而して現今
神宮を始め大小の神社に於ける祭祀の盛衰は國家の發展國民の消長に關する
重且大云ふべきなり毎年各神社に於て奉仕する祈年祭の如きは畏くも至尊
が祖宗功臣の威靈に對して國富み民康く内外平安にして年々歲々に愈國運の
向上發展を祈らせ給ふ神事にして其祭祀たる直ちに祖宗の遺訓を遵守し親か
ら誓戒し給ふ所以の範を一般に示し給ふに外ならざるなり又延喜式祈年祭祝
詞中の「谷蟆能狹度極塗沫能留限狹國者廣久峻國者平久」「遠國者八十綱打掛
豆引寄留如事皇太御神能寄座奉波」等の如きは我が建國勲業の氣象躍如ごし
て眼前に鬚鬚するのみならず此一篇の祝詞に大日本帝國の國是たる平和ご大
日本民族の擴充主義この歷然として確立するを覺ゆるなり又人の生命は食に
在るを以て天神以來深く是を重じ給ひ祈年祭を行ふて豐熟を祈り新穀始めて
成るに及びては直ちに是を神宮に薦め以て報賽の意を表明し給ひ又大小の神
社に命じて新嘗祭を行はしめ給ふが如き年の豐凶は國運の消長に關する重且

大なる事を慮らせ給ふ聖慮に外ならざるなり我が國に於ける祭祀は實に皇國特殊の制度にして國民是に依りて上下和衷協同し國運是に依りて愈發展を致すの源泉なり爰に賀茂御祖神社年中行事解を著述せしは祭祀の重んすべき一端を示さん微衷に外ならざるなり讀む者庶幾くは考ふる所あらん事を

大正六年十一月

賀茂御祖神社宮司

祝 儀 麻呂 拜識

賀茂御祖神社年中行事解

目錄

一歲
元旦
始
祭
一大
御
紀
元
節
祭
祭
一
更
神武
春季
皇靈
祭遙
拜
一
御
賀
更
衣
蔭
茂
被
祭
祭
祭
拜

一一一一一一一
一日月除大火新更
供次夜焚嘗衣能樂
祭祓祭神嘗祭遙拜
祭祓祭皇靈祭遙拜
祭祓祭能樂奉納
祭祓祭神嘗祭遙拜
一夏越祓
一天長節祭
一明治天皇祭遙拜

一攝末社例祭

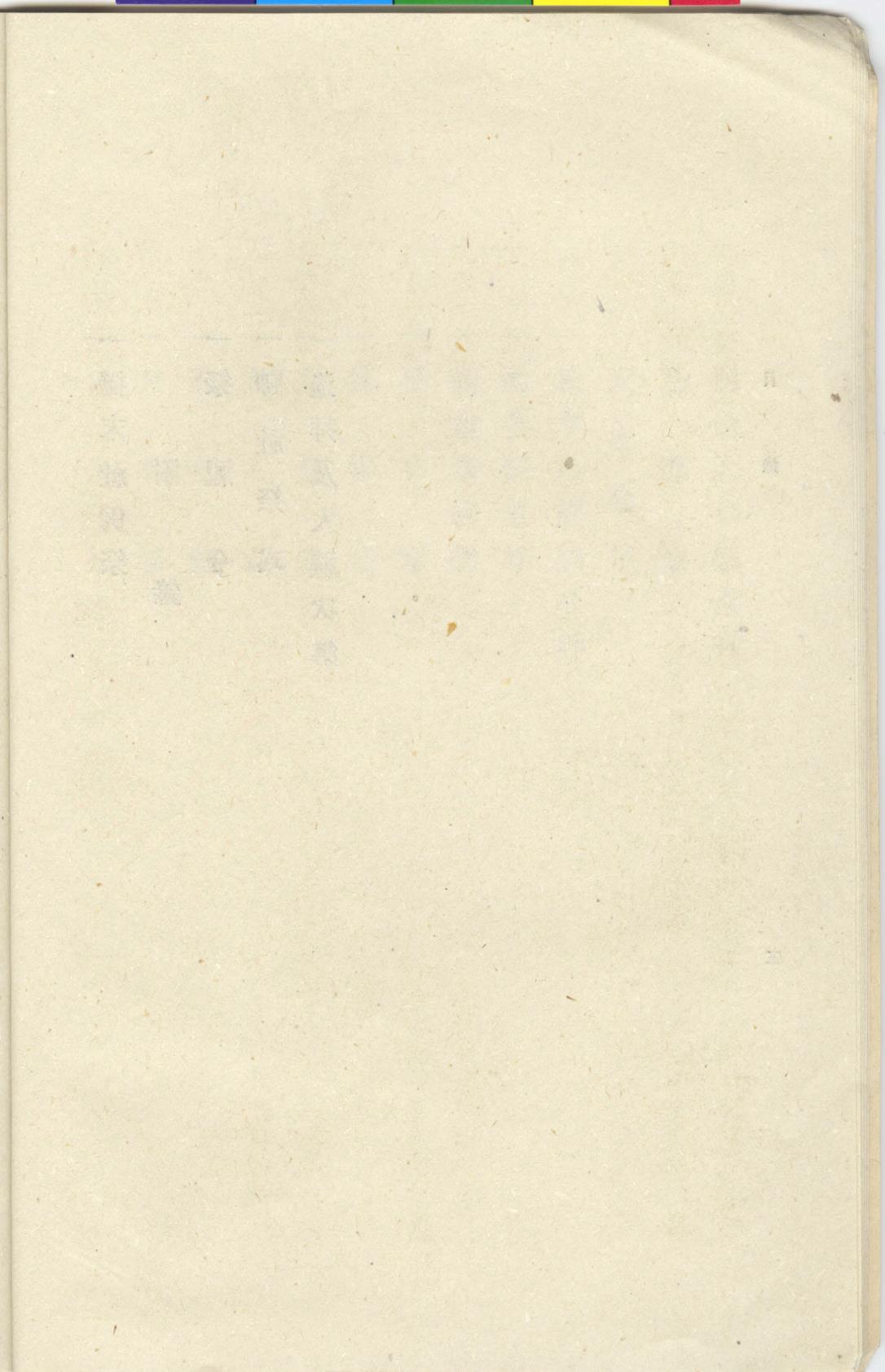
附

錄

一祭 祀 令

一神社祭式

一遙拜及大祓次第



官幣大社賀茂御祖神社年中行事解

歲旦祭一月一日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依りて中祭と定めらる此日往古は御棚御備と稱し晴ノ御膳を獻備せしも今は其事なく御薬酒若水のみ古例に依れり當日宮中にては四方拜とて天皇には神宮を始め天神地祇及山陵を拜し年災を祓ひ寶祚の無窮を祈らせ給ふ是に於て大正三年内務省令第四號を以て所定の中祭式に依り祭典を奉仕し先づ年頭の賀詞を奉奏して嘉辰を祝福すると共に皇室の隆昌と國家の繁榮と年穀の豊穰とを祈り奉るなり

元始祭一月三日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依りて中祭と定めらる當日宮中賢所皇靈殿神殿の三所に於て御親祭の儀を行はせ給ふ此三所は皇位の元始若く

は元始に關係あるを以て報本反始の義に基き此御祭典を行はせらる是に於て大正三年内務省令第四號を以て所定の中祭式に依りて祭典を奉仕し皇位の無窮を祈り奉ると共に皇威國光の發揚ご國家の隆昌ごを祝福し奉るなり

御粥祭 一月十五日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる往古より奉仕せる祭祀にして御粥神事ご稱し紅白の御粥を獻備す人皇五十九代宇多天皇の御時より毎年此日御粥を宮中に奉り年中の邪氣を攘はしめ給ひし事ありしかば當社に於ても此儀を行ひ庶民安穩のため年中の邪氣を攘はしめ給ひしもの如し當日大正三年三月内務省令第四號を以て所定の小祭式に依りて祭典を奉仕し皇室の繁榮ご萬民の安寧ごを祈願し奉るなり

紀元節祭 一月十一日

賀茂祭式場次第

當日午前十時勅使社頭ニ參進ス

舞人倍從等相從フ 樓門ヲ入ル時倍從一二二歌ヲ唱フ

勅使前ヲ過ル時檢非違使代以下床ヲ起ナ敬禮、勅使樓門内簷下方ニ於テ劍ヲ解ク

是ヨリ先山城使代、内藏使代以下樓門ヲ入り進、舞殿ノ東庭ニ候ス各西面元床ニ居ス山城南、内藏北

内藏使代樓門ヲ入ル時檢非違使代以下床ヲ超ナ敬禮

次 内藏使代史生ヲシテ御幣物ヲ中門前ノ假案ノ上ニ置カシム先ツ西ノ案ニ置ク

是ヨリ先御幣櫃ヲ舞殿ノ東北庭ニ昇立衛士代之ニ從フ

次 勅使舞殿ノ南階ノ下ニ立ナ内藏使代ニ目ス

次 内藏使代南階ノ下ニ參進御祭文ヲ勅使ニ附シ床ニ復ス

次 勅使南階ヲ昇リ舞殿ノ座ニ着ク

次 内藏使代史生代ヲ率テ中門前假案ニ就キ御幣物ヲ執リ中門ヲ入り幣殿ニ於テ宮司ニ進ム

次 宮司御幣物ヲ神前ノ案上ニ奉ル

次 勅使二拜御祭文ヲ讀畢ヲ又二拜

此間諸員床ヲ起ツ

次 宮司舞殿ノ北階ヲ昇リ神宣ヲ傳フ 勅使之ヲ奉ハル宮司退去

次 宮司返祝詞ヲ申手ヲ拍ツ 勅使之ニ應ス宮司神祿ヲ取り舞殿ノ北庭ノ案上ニ置キ聊東方ニ寄リ斜ニ勅使ニ向ヒ之ヲ申ス

次 宮司案上ノ神祿ヲ取り舞殿ノ北階ヲ昇リ勅使ノ座前ニ來リ授ク

勅使之ヲ受ケ挿頭宮司退去

次 勅使座ヲ起ナ南階ヲ降リ御祭文ヲ内藏使代ニ返授ク畢テ樓門ノ西廊ニ入り劍ヲ帶ス内藏使代勅使ノ起座ヲ見テ階下ニ來リ之ヲ受ク

次 神職御祭文ノ座ヲ撒ス

次 勅使西廊ヲ出テ舞殿ノ東南庭ニ立ツ

舞人舞殿ニ昇リ駿河舞ヲ奉仕シ畢テ殿ヲ降リ跪キ右ヲ袒ヌキ更ニ

昇リテ求子ヲ奉仕ス畢テ殿ヲ降リ跪キ紐ヲ指シ退出
次 陪從退出
次 勅使退出

舞殿神服殿ノ間ヲ經テ西鳥居ヲ出テ乘馬休幕ニ向フ

次 走馬

勅使以下例ニ依テ不觀

次 高等官玉串ヲ獻リ拜禮

次 判任官拜禮

次 義宜以下拜禮

大體宜以不耗鹽

大舜官學

大高寧官玉串七角形平鑿

卷之三

早にヤリヤ奉士ノ學ヲ歎ヤ第ノ前半世ヤ旨、豈出
大義人譲焉ニ異リ類何無モ奉出ニ畢テ類モ窮リ難キ本

讀史劄記

大智錄一二編卷之二

舞人舞之、南至三東北止而立
其陳。分西風天出云、戰煥入東南風二立。

聖人案上ニ置キ陳東式ニ青々然ニ陳尙仁曰

古文譜類ノ北齋ヤ昇

此間齋員末モ野々

大宮回輪帶天輪而入案土二奉

當日午前十點陳對話題二參照六

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り中祭ご定めらる抑紀元節は神武天皇大和國故傍山の東南権原の宮に於て御即位の大禮を行ひ給ひし期日に相當するを以て是れを一大祝日として寶祚の元始を祝ひ奉る國家の佳辰なり當日天皇には宮中皇靈殿に於て御親祭を行はせ給ひ御神樂を奏し百官を召して酒饌を賜ふ帝國臣民の宜しく欣躍抃舞して祝意を表し奉るご共に國運の益隆昌ならん事を期圖すべき時なり當社に於ては大正三年三月内務省令第四號を以て所定の中祭式に依り嚴肅なる祭典を奉仕し肇國知食し、神武天皇の御高徳を讚稱し歴代治世の大元を尊崇し奉るご共に寶祚の天壤と窮りなく皇威の六合に遍からん事を言壽きまつるなり

祈 年 祭
一一月十七日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り官國幣社以下神社の大祭ご定めらる當日宮中賢所皇靈殿及神殿に於て掌典長をして祭典を奉仕せしめ給ひ

天皇には皇族及官僚を率ゐて親ら御拜あらせ給ふ又神宮には特に勅使を差遣はされ幣帛供進の御儀を行はしめ給ふ當社に於ては大正三年三月内務省令第4號を以て所定の大祭式に依り嚴肅なる祭典を奉仕す大祭なるを以て地方官を差遣はされ神饌幣帛料を供進せしめ給ふ

大古天孫降臨の時天照大神三種の神器と共に稻穂を皇孫に授け給ひこは青人草の食ふて生くべきものなれば心せよこの聖旨を傳へさせ給ひしより降臨の後播種の事にも大御心を用ゐさせ給へり誠に穀物は國民の生活上必須缺くべからざるものにて其の豊と凶とは國民元氣の係る所にして國家富力の消長に關する所頗る多し是れ天照大神の深く慮らせ給ふ所にして歴代の天皇も祈年祭を以て國家の富裕を祈り民族の安寧を祈る大主義大目的ある國家の公儀公禮として深く重んじさせ給へり

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式と定めらる當日宮中皇靈殿に於て歴代の皇靈を親祭あらせらるゝを以て大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り皇靈殿に齋きまつる皇祖を始め奉り代々の皇靈の大御前を遙かに禮拜し奉るなり

神武天皇祭遙拜 四月三日

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式と定めらる當日は肇國知食し、神武天皇崩御の日なるを以て宮中皇靈殿に於て祭儀を行はしめ又勅使を畠傍山東北の陵に差遣はされ幣帛供進の儀を行はしめ給ふを以て大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り畠傍陵の大御前を遙かに禮拜し奉るなり

更衣祭 五月立夏之日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる往古より行は

れ古は美濃國梅原庄因幡國土師庄丹波國三和庄を以て神服の料定められ其時々神服を新調奉仕せり文明應仁以後神領斷絶の後退轉たりしが元錄七年祭事再興後は式年造營の節新調されしが式年造營の制廢絶と共に久しう新調の事なかりしが明治三十二年宮内省より御下賜金を以て全部新調し奉り現今立夏の日祭典を行ひ更衣の儀を奉仕せり更衣の種類左の如し

一、御帳絹、御衣、御五衣、帽、額、大小几帳、

御被衣、

(東本殿)

一、御帳絹、御衣、御袍、御下襲、帽、額、

大小几帳、

御被衣、

(西本殿)

一、御帳絹、御衣、御五衣、帽、額、大小几帳、

(攝社河合神社)

御 蔭 祭 五月十二日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り當社の中祭ご定めらる是れ特別由緒ある祭祀なるを以てなり京都府愛宕郡修學院村宇高野御蔭山鎮座攝社御蔭神社の神靈本社へ神幸の祭儀にして此儀同月十五日賀茂祭執行あらせらるゝを以て特に本社に招き奉り其祭祀に預からせ給はんが爲なり古來賀茂祭ご共に一社の大祭なりしが後柏原天皇の御宇より中絶し東山天皇の元祿七年賀茂祭ご共に御再興爾來御代始の節は神幸に要する祭器新調の料ごして金子御下賜あり行裝を嚴にせしめ給ひ現今にては毎年祭費御補助ごして宮内省より費途御下賜ありて今猶舊儀を改めず祭祀を奉仕せり當日神職以下氏子供奉し其行裝の嚴にして優なる蓋し他社に類例を見ざる所なり

賀 茂 祭 五 月 十 五 日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り大祭ご定めらる其式の盛大なるを以て單に祭とのみ稱し或は當日葵の葉を供奉職員の衣冠に附し又社頭を

飾るを以て葵祭とも稱せり史と按するに人皇第二十一代欽明天皇の御宇天下舉て風吹き雨降り續き四民の窮状甚しかりしかば四月吉日を撰びて嚴重なる祭祀を營み祈禱せしめ給へり是れ賀茂祭の濫觴なり元明天皇の御時勅して祭日國司をして臨檢せしめ給ひしより山城の國司臨檢の事始まり後年絶ゆる事なく又嵯峨天皇の御時勅して賀茂祭宜しく中祀に準ずべしとありしより歷代嚴重に執り行はせ給ひて禁闕觸穢の年ならでは止め給ふ事なく其儀實に皇室の一大重儀なりかかる由緒ある大祭なれど應仁の大亂以來一時中絶し東山天皇の御宇元祿七年に至り再興以後毎年絶ゆる事なく現代に及べり當日勅使が神前に奏上する祭文中に奉仕留百官人等天下四方國乃公民爾至留萬天爾伊賀志八桑枝乃如久立榮志米給倍止白須事乎聞食世止云々とあるが如く常に國民の幸福繁榮を祈らせ給ふに係らず莊重なる儀式を以て特に行はせ給ふ重大なる祭祀なり

大

祓

六月三十一日

賀茂祭式場次第

當日午前拾時勅使社頭ニ參進ス

舞人陪從等相從フ樓門ヲ入ル時陪從一二歌ヲ唱フ

勅使前ヲ過ル時檢非違使代以下床ヲ起テ敬禮、勅使樓門内簷下西ニ於テ劍ヲ解ク

是ヨリ先山城使代、内藏使代以下樓門ヲ入り進、舞殿ノ東庭ニ候

ス各西面元床ニ居ス

山城南、内藏北

内藏使代樓門ヲ入ル時檢非違使代以下床ヲ起テ敬禮

次内藏使代史生ヲシテ御幣物ヲ中門前ノ假案ノ上ニ置カシム

案次東ノ

是ヨリ先御幣櫃ヲ舞殿ノ東北庭ニ昇立_{衛士代之ニ從フ}

次勅使舞殿ノ南階ノ下ニ立テ内藏使代ニ目ス

次内藏使代南階ノ下ニ參進御祭文ヲ勅使ニ附シ床ニ復ス

次勅使南階ヲ昇リ舞殿ノ座ニ着ク

次内藏使代史生代ヲ率テ中門前假案ニ就キ御幣物ヲ執リ中門ヲ入り

御幣物ヲ神前ノ案上ニ置キ退テ床ニ復ス

次勅使二拜御祭文ヲ讀畢テ又二拜

此間諸員床ヲ起ツ

次宮司舞殿ノ北階ヲ昇リ神宣ヲ傳フ 勅使之ヲ奉ハル宮司退去

次宮司返祝詞ヲ申手ヲ拍ツ 勅使之ニ應ス宮司神祿ヲ取り舞殿ノ北

庭ノ案上ニ置キ聊東方ニ寄リ斜ニ勅使ニ向ヒ之ヲ申ス

次宮司案上ノ神祿ヲ取り舞殿ノ北階ヲ昇リ勅使ノ座前ニ來リ授ク

勅使之ヲ受ケ挿頭宮司退去

次勅使座ヲ起テ南階ヲ降リ御祭文ヲ内藏使代ニ返授ク畢テ樓門ノ西

廊ニ入り劍ヲ帶ス内藏使代勅使ノ起座ヲ見テ階下ニ來リ之ヲ受ク

次神職御祭文ノ座ヲ撒ス

次勅使西廊ヲ出テ舞殿ノ東南庭ニ立ツ

舞人舞殿ノ南庭ニ東上北面ニ列立ス陪從勅使ノ南ニ進寄ル

聊南ニ退ク

次陪從一二歌ヲ唱フ

次御馬ヲ牽廻ス

二四
三匝

馬寮使代前行ス

次陪從駿河歌ヲ唱フ

次舞人舞殿ニ昇リ駿河舞ヲ奉仕シ畢テ殿ヲ降リ跪キ右ヲ祖ヌキ更ニ

昇リテ求子ヲ奉仕ス畢テ殿ヲ降リ跪キ紐ヲ指シ退出

次陪從退出

次勅使退出

舞殿神服殿ノ間ヲ經テ西鳥居ヲ出テ乘馬休幕ニ向フ

次走馬

勅使以下例ニ依テ不觀

次勅奏任官玉串ヲ献リ拜禮

次判任官拜禮

次宮司玉串ヲ献リ拜禮

太 神宜以不 神艸

太 宮后正串モ 為リ 神艸

太 旣丑官神艸

陳剪以不 四ニ 為テ 不 神艸

太 壬

黑

旣 煙輪廻題ハ間キ 神ニ 西島鬼モ出モ乘馬朴幕ニ向テ

太 則更出

太 部翁恵出

是レモ永干モ奉廿ニ畢モ艸モ鞠リ 龍モ疊モ計モ恵出

太 神人旣艸ニ是レ 輪廻題モ奉廿ニ畢モ艸モ鞠リ 龍モ疊モ計モ

太 部翁鷦旣燭モ即テ

黒 神剪升前引

太 瞑語キ率壓ス 三四面

太 部翁一二燭モ即テ

黒 神剪升前引

神人旣艸ハ南風ニ東土北面ニ底立ス 部翁陳剪ハ南ニ既青ハ 轉南ニ

太 陳剪西瀧モ出モ旣艸ハ東南風ニ立セ

太 輪廻祭文ハ壇モ燭ス

神ニ人リ 脱モ帶ス内蘿剪升陳剪ハ既蒸モ艮モ割丁ニ來セバモ受セ

太 旣剪蒸モ既ナ南割モ鞠リ 輪廻文モ内蘿剪升ニ既號モ畢モ對門ハ西

太 蘿剪文モ受モ割頭宮后既去

太 宮后案土人輪廻モ東也旣剪ハ既剪モ陳剪ハ壇前ニ來リ 拐ス

太 塹ノ案土ニ置モ輪廻東式ニ寄リ 拐ニ陳剪ニ向コトニセ申ス

太 宮后既輪廻モ申手モ出セ 陳剪文ニ遡ス 宮后輪廻モ既

太 宮后旣艸ハ北割モ既モ輪宣モ転セ 陳剪文モ奉ハム 宮后既去

出間蓄員末モ既セ

太 陳剪二軒輪廻文モ蘿畢モ又二軒

輪替神モ輪前モ案土ニ置モ既モ未モ既ス

太 内蘿剪升史主升モ率モ中門前既案ニ既モ輪替神モ既リ 中門モ入セ

太 旣剪南割モ是レ 旣艸モ壇ニ養セ

太 旣剪升南割モ不ニ參差輪廻文モ陳剪ニ懶モ末ニ貰ス

是モリ 軒輪替神モ旣艸ハ東北風ニ是立ニ既モ
輪士升ス

太 内蘿剪升史主モ輪替神モ中門前モ既案ハ土ニ置式ミム 案大東ハ

内蘿剪升對門モ人モ鞠劍非蘿剪升モ不末モ既モ既リ 輪替神

入山既南内蘿北

是モリ 軒輪替神モ旣艸ハ内蘿剪升モ不對門モ人モ鞠劍非蘿剪升モ不末モ既リ 輪替神

ニ既モ 論モ輪替神モ

陳剪前モ歟モ鞠劍非蘿剪升モ不末モ既モ既リ 輪替神モ中門前モ既

神人部翁等既輪替神モ對門モ人モ鞠劍非蘿剪升モ不末モ既リ 輪替神

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式と定めらる當日宮中に於ては天皇出御の上國務大臣以下百官參集して此式を行はせられ神宮に於ても此式あり此日地方官參列し大正三年内務省訓令第四號所定の次第に依り式を行ふ

抑祓の起原は太古國土經營の重任を帶ばせ給ひし伊邪那伎大神其重任を未だ果たさせ給はざりしにたまたま黃泉國に到り穢に觸れ給ひしかば其穢を祓ひ清め給はんごて筑紫國日向の橘の小門にて大御身に着ませる一切の物を脱ぎ棄て給ひ次て河瀨に浸きて大御身を滌ぎ給ひ心身の汚穢を祓ひ滌ぎ給ひしが此祓と滌との二はやがて祓の起原にして大祓と稱するは單に一人のみの祓に非ずして天下萬民の爲の祓なるを以てなり又古來朝廷を始め大小の神社に於て此式を六月十二月に行ふは一年一度にては罪穢を祓ひ清むる事少ければ二回に分ちて其年の六月迄に積る罪穢を其晦日に翌月より十二月迄の罪穢を其年の終りに祓ふためなり而して此式の精神たるや國民全體が心身の汚穢を祓ひ快活にして清廉武勇にして剛邁なる我が國民性を時々喚起し清廉潔白を尙

ぶ我が國民氣象を結晶せしむる元氣を振興する重要な式典なり

明治天皇祭遙拜 七月三十日

大正三年三月内務省訓令第二號を以て恒例式ご定めらる當日は明治天皇崩御の日なるを以て宮中皇靈殿に於て御親祭あらせられ又勅使を山城國伏見桃山の山陵に差遣はし幣帛を奉らせ給ひ嚴肅なる祭典を行はせ給ふに依り大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り山陵を遙かに禮拜し奉るなり

夏 越 祀 立秋前日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭ご定めらる御手洗池の井の上に鎮りいます瀬織津比賣大神の大前に最も忌むべき災厄を攘ひ清めて彌榮々に榮れて國家に貢獻せしめ給はん事を祈請し奉る神事なり當日神饌獻備祝詞奏上終りて參集の庶民に對して祓詞を宣り終りて庶民の氏名及年齢を記

せる人形を御手洗池に祓ひ却り以て當年の災厄を解除するなり又當日池の中央に四十八本の矢竹を立てゝ祓除の事を行ふが如き蓋し他社に類例なるべし

因云維新前には此神事を宮中にも行はせ給へり則ち六月三十日茅を以て造りし輪に依りて天皇の災厄を解除し奉るなり當日天皇には清涼殿に出御ましまし吉田家より奉る茅の輪を三度潜らせ給ふ畢らせ給ふや當日當番の公卿をして同じく三度潜らしめ給ふ一度潜る毎に「みなつきの夏越の祓ひする人は千年の命延ふ」と云ふらん」の歌を唱ふと是れ宮中に於ける夏越祓ひなり（故山科正二位實話）

天長節祭 八月三十一日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り中祭と定めらる當日は今上天皇御降誕の日なれば宮中賢所皇靈殿神殿に於て祭祀を行はせ給ふに依り大正

三年内務省訓令第四號を以て所定の中祭式に依り嚴肅なる祭典を奉仕し聖壽の萬歳を言壽ぎ奉ると共に皇威の發揚を祈り奉るなり

秋季皇靈祭遙拜 九月秋分之日

其儀春季皇靈祭遙拜に同じ

神嘗祭遙拜 十月十七日

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式と定めらる當日は當年の新穀を特に伊勢の両神宮に奉らせ給ふ重き祭日なるを以て宮中賢所に於て御親祭あらせられ終りて神宮を遙拜あらせられ尙勅使を神宮に差遣はされ幣帛を供進せしめ給ふが故に大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り神宮を遙に禮拜し奉るなり

能樂奉納祭 十一月初旬

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる古來御戸代會の舞樂とて伶人參向し本樂の大和舞、田舞、久米舞等の舞曲を奏し寶祚長久天下泰平五穀豐饒四民安寧の祈禱祭を奉仕せしに中絶し明治二十五年の頃再興し御内儀より費途御下賜ありて舞樂奉納の事ありしも昔日の如く盛大ならざりき然るに近年氏子中の篤志者相謀り糺能協贊會を起しこゝに能樂を奉納し聖壽萬歳天下泰平を祈禱し奉るなり

更衣祭 十二月立冬之日

此儀立夏の更衣祭に同じ

新嘗祭 十一月二十三日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り大祭と定めらる史を接するに天祖高天原にましまして五穀の種子を得させ給ふや是を天狹田長田に殖し給

ひ其後大嘗の殿にましまして新嘗聞食し給ひ又天孫降臨の時天祖齋庭の穂を授け給ひしより降臨の後新穀を聞食すの儀を行はせ給へりされば新嘗の起源は遠く神代に在り云ふべし人皇の御代に至りても猶此祭儀を廢し給はず現今に至れり十一月二十三日宮中神嘉殿に於て天皇親から聞食し當年の新穀を天神地祇に奉り給ひ親からも群臣に頒ち給ふ抑此祭儀は先に二月を以て祈年祭を行はしめ給ひ當年の五穀豐穰を祈らせ給ひたるに依り感謝の誠意を致させ給ふ聖慮より恐くも天皇は萬民に卒先して御親祭を行はせ給ふ尙翌日各官國幣社に地方官を差遣はされ神饌幣帛料を下し賜ふに依り大正三年内務省令第四號を以て所定の大祭式に依り嚴肅なる祭祀を奉仕し報恩感謝の誠意を致し奉るなり

火 焚 祭 十一月二十八日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭ご定めらる出雲井於神社

別稱比良木神社の祭祀なり其起原詳ならず民間に於ける新嘗祭ならんと當日下鴨村氏子一同參集して祭儀を行ひ小學校の兒童よりは「てんま」ご稱して各自の清書を奉掲して神慮を慰め奉るなり

因云近年當日氏子中の入營者退營者參列し奉告祭を奉仕せり

大 祀 十一月三十一日

此儀六月三十一日の式に同じ

除 夜 祭 十二月三十一日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる大祓の式を終りて直ちに此祭祀を奉仕す當年中の恒例及臨時の諸祭典過つ事なく違ふ事なく奉仕せしめ給ひし神恩を感謝し奉り併せて又明年奉仕すべき諸祭典をして滞る事なく怠る事なく奉仕せしめ給はん事を祈願し奉るなり

月 次 祭 每 月 一 日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる月次祭は月毎に祭るの謂にして當日聖體の福祉五穀の豊穰四民の安穩を祈請し奉るなり

月 日 供 祭

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる日供祭とは毎朝御饌を奉る謂にして上皇室より下庶民に至る迄の幸福を祈禱し奉るなり但他の祭祀を奉仕する日は日供を奉らざるを慣例とす

攝末社 例 祭

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる攝末社の總數三十にして中攝社七末社二十三あり古來攝社賀茂波爾神社及攝社御蔭神社の

二社を除くの外例祭とて一定の祭祀を奉仕せざりしが近時祭神の歴史的事實に鑑み其期日を一定し祭祀を奉仕せり詳細は別表の如し

賀茂御祖神社年中行事解終

攝末社別	神社名	座敷	祭日	社殿様式	位置	備考
攝社	河合神社	一座玉依姫命	十月十五日	流造	境内河合大路	式内鴨川合坐小社 宅神社、名神、大月次、相嘗、新嘗
攝社	比良木神社	一座素盞鳴命	十月十四日	流造	本社樓門内外	式内出雲井於神社
攝社	三井神社	三座建角身命	三月七日	流造	側居内	本社西方西鳥名神、大月次、相嘗、新嘗
攝社	賀茂波爾神社	一座武埴安命	五月十二日	後期	愛宕郡田中村	式内三井社、一座
攝社	御蔭神社	二座玉依姫命荒魂	五月十二日	流造	高野河原	式内出雲井於神社
攝社	貴布禰神社	一座大山昨命	六月一日	二社連棟	愛宕郡修學院	式内三井社、一座
末社	靈璽社	一座閻靄神	八月一日	見世棚造	河合社境内外	式外
印鑰社				幣殿内庭		

末社	一	言	社	二座	大國	魂命	四月九日流 造本社中門内
澤田社	二	言	社	二座	大國	主命	顯國魂命
一座御年神	三	言	社	三座	大己貴命	四月九日流 造本社中門内	
	四	社	一座	八千戈命	葦原醜男命		
	五	塚	三座	瀬織都比賣命			
	六	社	一座	初七月土用流			
	七	御手洗社	三座建角身命	丑ノ日打覆唐破風造			
	八	田	伊加古夜比賣命	見世棚造			
	九	社		河合社門前			
	十	一座					
	十一	御年神					
	十二	澤田社					
	十三	一座御年神					
	十四	澤田社					
	十五	一座御年神					
	十六	澤田社					
	十七	一座御年神					
	十八	澤田社					
	十九	一座御年神					
	二十	澤田社					
	二十一	一座御年神					
	二十二	澤田社					
	二十三	一座御年神					
	二十四	澤田社					
	二十五	一座御年神					
	二十六	澤田社					
	二十七	一座御年神					
	二十八	澤田社					
	二十九	一座御年神					
	三十	澤田社					
	三十一	一座御年神					
	三十二	澤田社					
	三十三	一座御年神					
	三十四	澤田社					
	三十五	一座御年神					
	三十六	澤田社					
	三十七	一座御年神					
	三十八	澤田社					
	三十九	一座御年神					
	四十	澤田社					
	四十一	一座御年神					
	四十二	澤田社					
	四十三	一座御年神					
	四十四	澤田社					
	四十五	一座御年神					
	四十六	澤田社					
	四十七	一座御年神					
	四十八	澤田社					
	四十九	一座御年神					
	五十	澤田社					
	五十一	一座御年神					
	五十二	澤田社					
	五十三	一座御年神					
	五十四	澤田社					
	五十五	一座御年神					
	五十六	澤田社					
	五十七	一座御年神					
	五十八	澤田社					
	五十九	一座御年神					
	六十	澤田社					
	六十一	一座御年神					
	六十二	澤田社					
	六十三	一座御年神					
	六十四	澤田社					
	六十五	一座御年神					
	六十六	澤田社					
	六十七	一座御年神					
	六十八	澤田社					
	六十九	一座御年神					
	七十	澤田社					
	七十一	一座御年神					
	七十二	澤田社					
	七十三	一座御年神					
	七十四	澤田社					
	七十五	一座御年神					
	七十六	澤田社					
	七十七	一座御年神					
	七十八	澤田社					
	七十九	一座御年神					
	八十	澤田社					
	八十一	一座御年神					
	八十二	澤田社					
	八十三	一座御年神					
	八十四	澤田社					
	八十五	一座御年神					
	八十六	澤田社					
	八十七	一座御年神					
	八十八	澤田社					
	八十九	一座御年神					
	九十	澤田社					
	九十一	一座御年神					
	九十二	澤田社					
	九十三	一座御年神					
	九十四	澤田社					
	九十五	一座御年神					
	九十六	澤田社					
	九十七	一座御年神					
	九十八	澤田社					
	九十九	一座御年神					
	一百	澤田社					
	一百一	一座御年神					
	一百二	澤田社					
	一百三	一座御年神					
	一百四	澤田社					
	一百五	一座御年神					
	一百六	澤田社					
	一百七	一座御年神					
	一百八	澤田社					
	一百九	一座御年神					
	一百十	澤田社					
	一百十一	一座御年神					
	一百十二	澤田社					
	一百十三	一座御年神					
	一百十四	澤田社					
	一百十五	一座御年神					
	一百十六	澤田社					
	一百十七	一座御年神					
	一百十八	澤田社					
	一百十九	一座御年神					
	一百二十	澤田社					
	一百二十一	一座御年神					
	一百二十二	澤田社					
	一百二十三	一座御年神					
	一百二十四	澤田社					
	一百二十五	一座御年神					
	一百二十六	澤田社					
	一百二十七	一座御年神					
	一百二十八	澤田社					
	一百二十九	一座御年神					
	一百三十	澤田社					
	一百三十一	一座御年神					
	一百三十二	澤田社					
	一百三十三	一座御年神					
	一百三十四	澤田社					
	一百三十五	一座御年神					
	一百三十六	澤田社					
	一百三十七	一座御年神					
	一百三十八	澤田社					
	一百三十九	一座御年神					
	一百四十	澤田社					
	一百四十一	一座御年神					
	一百四十二	澤田社					
	一百四十三	一座御年神					
	一百四十四	澤田社					
	一百四十五	一座御年神					
	一百四十六	澤田社					
	一百四十七	一座御年神					
	一百四十八	澤田社					
	一百四十九	一座御年神					
	一百五十	澤田社					
	一百五十一	一座御年神					
	一百五十二	澤田社					
	一百五十三	一座御年神					
	一百五十四	澤田社					
	一百五十五	一座御年神					
	一百五十六	澤田社					
	一百五十七	一座御年神					
	一百五十八	澤田社					
	一百五十九	一座御年神					
	一百六十	澤田社					
	一百六十一	一座御年神					
	一百六十二	澤田社					
	一百六十三	一座御年神					
	一百六十四	澤田社					
	一百六十五	一座御年神					
	一百六十六	澤田社					
	一百六十七	一座御年神					
	一百六十八	澤田社					
	一百六十九	一座御年神					
	一百七十	澤田社					
	一百七十一	一座御年神					
	一百七十二	澤田社					
	一百七十三	一座御年神					
	一百七十四	澤田社					
	一百七十五	一座御年神					
	一百七十六	澤田社					
	一百七十七	一座御年神					
	一百七十八	澤田社					
	一百七十九	一座御年神					
	一百八十	澤田社					
	一百八十一	一座御年神					
	一百八十二	澤田社					
	一百八十三	一座御年神					
	一百八十四	澤田社					
	一百八十五	一座御年神					
	一百八十六	澤田社					
	一百八十七	一座御年神					
	一百八十八	澤田社					
	一百八十九	一座御年神					
	一百九十	澤田社					
	一百九十一	一座御年神					
	一百九十二	澤田社					
	一百九十三	一座御年神					
	一百九十四	澤田社					
	一百九十五	一座御年神					
	一百九十六	澤田社					
	一百九十七	一座御年神					
	一百九十八	澤田社					
	一百九十九	一座御年神					
	二百	澤田社					

日吉社連棟
河合社ノ北方

末社	相生	社一座	皇產靈神	三月十三日	見世棚造	本社樓門外
末社	任部	社一座	八咫烏神	七月十五日	見世棚造	河合社境內
末社	稻荷	社一座	宇賀御魂神	七月十日	見世棚造	貴布禰社西隣
末社	愛宕	社一座	火產靈神	七月十日	見世棚造	二社連棟
傳河合社	河崎	社一座	猿田彥命	三月三日	稻荷社連棟	境內車止橋內
末社	諫訪	社一座	南方刀美命	三月十五日	六社連棟	愛宕郡下鴨村
全社	衢	社一座	刀美命	三月十五日	造	字河崎町
全社	稻荷	社一座	八咫比古命	七月十五日	見世棚造	河合社境內
全社	寵	社一座	倉稻魂命	七月十五日		
全社	印鑰	社一座	都比古命	七月十五日		
全社	由木	社一座	興都比古命	七月十五日		
本社	一座	印鑰	尊神	十一月十五日		
一座玉都島神	讀					
十月十四日	見世棚造					
瑞垣内	比良木社					

全	岩	本	社	一	座住	吉	神	十	月十四日	見世棚造	比良木社
傳三井社 末社	諫	訪	社	一	座建御名方命	三月	七日	見世棚造	三井社棟門内	瑞垣内	
全	小	杜	社	一	座水 分	神	三月	七日	見世棚造	三井社棟門内	
白	鬚	社	一	座猿 田	彦命	三月	七日	見世棚造	三井社棟門内		
御	手	洗	社	夏	越神事						
				小	祭八月立秋前日						
攝末社例祭以外ノ祭祀											
社名	祭種別	祭日	祭種別	祭日	祭種別	祭日	祭種別	祭日	祭種別	祭日	祭種別
河合神社	更衣祭	小祭	五月立夏當日		節分祭	恒例祭	二月節分				
比良木神社	火焚祭	氏子祭	十一月立冬當日								
賀茂波爾神社	霜降祭	氏子祭	十一月二十三日	節分祭	恒例祭	二月節分					
				火焚祭	氏子祭	十一月七日					

附 錄

一 祭祀令

○官國幣社以下神社祭祀令

大正三年一月二十六日
勅令第十號

朕官國幣社以下神社祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

官國幣社以下神社祭祀令

第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭

新嘗祭

例遷座祭

臨時奉幣祭

前項ノ外別格官幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第三條 左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ中祭トス

歲 旦 祭
元 始 祭

紀 元 節 祭
天 長 節 祭

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第四條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第五條 新ニ小祭ヲ定メムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在

ラス

第七條 祭式及齋戒ニ關スル規程ハ主務大臣之ヲ定ム但シ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督府臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム（大正三年三月内務省令第二號ヲ以テ同年四月一日ヨ

リ施行）

第九條 地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内從前ノ例ニ依ルコトヲ得

一 神社祭式

○官國幣社神社祭式

大正三年三月二十七日
内務省令第四號

官國幣社以下神社祭式左ノ通定メ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
官國幣社以下神社祭式

第一 官國幣社祭式

一大祭式

祈年祭新嘗祭及例祭

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 幣帛供進使參進 是ヨリ先手水ノ儀アリ

次 幣帛供進使祓所ニ着ク

次 修祓 先御幣物、次幣帛供進使及隨員

次 幣帛供進使所定ノ座ニ着ク

次 御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク 幣帛供進使隨員副フ

- 次 宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス
次 宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂
次 祜宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂
次 宮司祝詞ヲ奏ス
次 幣帛供進使隨員御幣物ヲ辛檀ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク 案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク
次 宮司御幣物ヲ奉ル
次 幣帛供進使祝詞ヲ奏ス
次 幣帛供進使隨員拜禮
次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮 玉串ハ主典之ヲ附ス
次 権宮司若クハ祿宜以下拜禮
次 権宮司若クハ祿宜以下拜禮
次 祜宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂
次 宮司御扉ヲ閉ナ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂
次 宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次 各退出

本 殿 遷 座 祭

當日早日本殿假殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下假殿所定ノ座ニ着ク

次 地方長官參進隨員副從 是ヨリ先手水ノ儀アリ

次 地方長官祓所ニ着ク

次 修祓

次 地方長官假殿所定ノ座ニ着ク

次 宮司假殿ノ御屏ヲ開ク 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司殿内ニ參進シ諸員各其ノ位置ニ列立ス

次 遷御 此間奏樂、警蹕

其儀地方長官前行宮司御靈代ヲ奉戴シ辛檀羽車神輿ヲ用フル等各社ノ古例ニ依ルコトヲ得 諸員行障絹垣ヲ奉

仕シ前後陣ニ整列ス 神寶ヲ列立スル等各社ノ古儀ヲ行フコトヲ得

次 入御 此間奏樂、警蹕

是ヨリ先權宮司若クハ禰宜本殿ノ御屏ヲ開ク

次 宮司御靈代ヲ神座ニ奉安ス

次 宮司御屏ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ着ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 地方長官玉串ヲ奉リテ拜禮

次 地方長官隨員拜禮

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 権宮司若クハ禰宜以下拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 宮司御屏ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ着ク 此間奏樂

次 各退出

假殿遷座祭

次第本殿遷座祭ニ準ス

臨時奉幣祭

次第時ニ臨ミ之ヲ定ム

二 中 祭 式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 宮司御屏ヲ開キ畢リテ側ニ候ス

次 祜宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 権宮司若クハ 祜宜以下拜禮

次 祜宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 宮司御屏ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス

次 各退出

三 小 祭 式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 祜宜以下神饌ヲ供ス

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 権宮司若クハ 祜宜以下拜禮

次 祜宜以下神饌ヲ撤ス

次 各退出

四 修 祓

當日豫メ便宜ノ所ニ祓所ヲ辨備ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 祜宜祓詞ヲ讀ム

次 主典一大麻ヲ執リ同一人若クハ 雇員鹽湯ヲ執リ神饌及宮司以下ヲ祓フ

次 各退下

一 遙拜及大祓次第

○官國幣社以下神社遙拜及大祓次第 大正三年内務省訓令第四號

本年三月内務省訓令第二號ニ依ル官國幣社以下神社遙拜及大祓次第左ノ通定ム

官國幣社以下神社遙拜及大祓次第

第一 官國幣社遙拜及大祓次第

遙 拜 次 第

當日早旦社頭便宜ノ所ニ式場ヲ辨備ス

新薦ヲ鋪キ案ヲ立ツ

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 宮司遙拜詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 権宮司若クハ禰宜以下拜禮

次 各退下

大 祓 次 第

當日社頭ノ庭上ニ祓所ヲ辨備ス

正面ニ新薦ヲ鋪キ案ヲ立テ祓物ヲ置キ其ノ前ニ祓詞ノ座ヲ設ケ便宜ノ所ニ地方官神職ノ座ヲ設ク

雨儀等ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行フ

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 地方官以下所定ノ座ニ着ク

次 主典切麻ヲ頒ツ

次 宮司祓ヲ仰ス

次 祢宜祓詞ヲ宣ル

次 諸員切麻ヲ執リテ祓フ

次 主典大麻ヲ行フ

次 主典切麻ヲ撤ス

次 主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ

次 各退下

祓 物

木 綿 一 両 常ノ木綿五尺ヲ以テ代フルコトナ得

布 五 尺 麻布

形式及解繩ヲ用フル例アル神社ハ之ヲ添フルコトナ得
代



雨儀等ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行フ

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 地方官以下所定ノ座ニ着ク

次 主典切麻ヲ頒ツ

次 宮司祓ヲ仰ス

次 禮宣祓詞ヲ宣ル

次 諸員切麻ヲ替リテ祓フ

次 主典大麻ヲ行フ

次 主典切麻ヲ撤ス

次 主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ

次 各退下

祓 物

木 綿 一 両 常ノ木綿五尺ヲ以テ代フルコトヲ得

布 五 尺 麻布

形代及解繩ヲ用フル例アル神社ハ之ヲ添フルコトヲ得

